

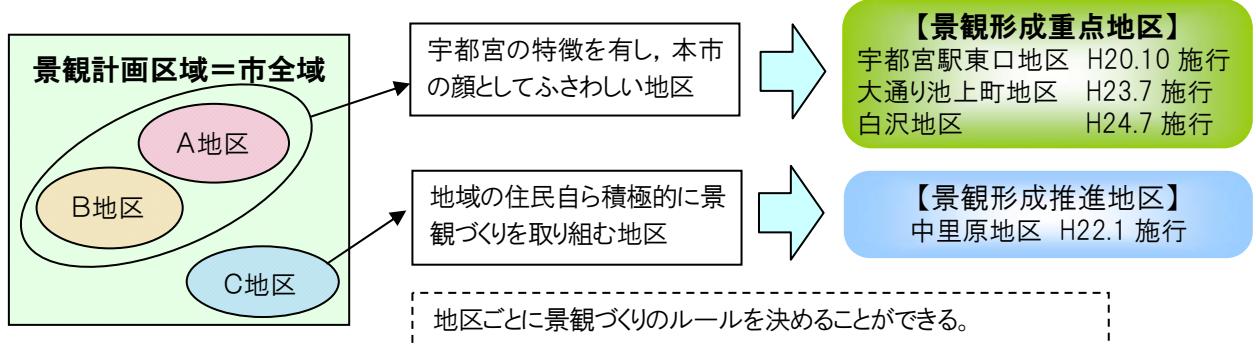
参考資料 1

景観形成重点地区の規制の仕組み

1 概要

景観形成重点地区は、宇都宮市の顔にふさわしい地区を「宇都宮市景観計画」及び「宇都宮市景観条例」に基づき、景観形成の方針やルール（色彩、デザイン、緑化など）を定め、重点的に景観づくりを進める地区指定制度です。

2 景観形成に関する地区指定制度



● 景観形成重点地区の特徴

- ① 全ての建築物等が届出対象となることで、きめ細やかな景観形成が図れる。
- ② 不適合に対しては、景観審議会の意見を聴き、変更命令等を行うことができる。さらに、変更命令等に従わない場合には、罰則を適用することができるため、良好な景観が保持される。
- ③ 景観計画に適合する修景工事に対する助成制度がある。

3 一般の地区(市全域)と景観形成重点地区の規制の仕組み

